

北園利便施設入居者募集要項

1. 募集物件概要

施設名	北園利便施設
所在地	鳥取市北園2丁目200番地
構造及び規格	・鉄骨造鋼板葺2階建
	・店舗併用事務所
募集店舗	1室 事務所①
部屋面積	総面積 88.94㎡
階数	1階
月額家賃	74,000円／月
共益費	5,000円／月
敷金	家賃の3ヶ月分

2. 募集する業種・業態

鳥取市地区計画の用途に該当する次の業種

1. 各種事務所

2. その他公社が適当と認める業種・業態

※ただし、次の項目に該当する場合は受付できません。

(1) 風俗営業に関する業種

(2) 夜間のみの営業又は深夜に至る営業を行う業種

(3) 周辺環境及び近隣住宅等に騒音・臭気等により悪影響を及ぼす恐れがあると公社が判断した場合

(4) 既存業種又は業態と競合すると当公社が判断する場合

(5) 電気・ガス等の使用料が他の入居者の営業に影響を及ぼす場合

3. お申込み資格

・申込者は次の条件をすべて備えていなければなりません。

■法人については国内法人とします。

個人については、日本国籍の方又は住民票（除票を除く）において中長期在留者であること、もしくは特別永住者としての資格を有することが確認できる方。

■賃料・敷金及び共益費等の入店者が支払うべき金銭について支払能力のある方。

■資格等を必要とする業種については、本人又は従事しようとする方がその資格を有していること。

■「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

- ・その他留意事項

■他の事務所・店舗の契約者と協調して北園利便施設の管理・運営に寄与できる方。

4. お申込みに伴う提出書類

①北園利便施設入居申込書（別紙 1）

添付書類

- ・会社概要書（別紙 2）
- ・直近 2 か年の経営状況に関する書類（決算報告書）
- ※用意できない場合は公社が指定する書類

②入居事務所・店舗の登記簿謄本

③誓約書（別紙 3）

5. 申込時の注意事項

- 申込み（個人・法人）は所定の申込用紙により 1 業種（店舗）に限ります。
- 無断で、申込み後の業種（店舗）の変更は認められませんので十分に検討の上、お申込下さい。
- 申込書に虚偽の記載又は不正な申込みをした場合は全て無効といたします。
- 資格条件等に合致しないと判断される場合や申込書の記載が不十分であったり、不備な場合は申込みを無効とします。
- 申込書類は一切返却いたしませんのでご了承ください。
- 事務所・店舗を退去する場合は、契約者の責任により原状復旧していただきます。
- 賃貸借契約期間は 1 年間とし、公社、契約者ともに意思表示をしない限り同一条件をもって 1 年更新されます。
- 事務所・店舗を契約者以外の方に転貸、委託または権利譲渡、名義貸し等により使用させることはできません。
- 開業・営業・稼働開始は契約締結日から 3 ヶ月以内となります。

6. 受付期間

令和 8 年 7 月 1 4 日（火）～ 令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 9：00～17：00
（土・日は除く）

7. お申込み方法

本要項に記載された内容を了承のうえ、申込書及び必要書類を揃え下記まで提出または郵送してください。

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町四丁目 207 番地 タナカビル 2 階
鳥取県住宅供給公社

申込書及び誓約書は、ホームページからダウンロードいただくか、[Tel:0857-27-7334](tel:0857-27-7334) までご連絡ください。

※内見のご希望があれば、受付期間内に上記番号までお問い合わせください。

8. 選考方法

新規・事業の拡張に伴う申込者を優先して選考します。

申込者複数となった場合は、公開抽選により入居者を決定します。

抽選方法は、くじ引きによる予備抽選の後、ガラポンによる本抽選となります。

欠席した場合は棄権と見なしますのでご注意ください。

抽選日及び説明会：令和8年7月30日（木） 10時～

会 場：鳥取県鳥取市田園町四丁目 207 番地 タナカビル 2 階

鳥取県住宅供給公社 1 階会議室

9. 入居可能日

令和8年9月1日（火）

10. 問い合わせ先

鳥取県住宅供給公社住宅管理担当 [Tel:0857-27-7334](tel:0857-27-7334)

受付時間 9：00～17：00 （土・日は除く）